

大阪市条例第20号

職員の旅費に関する条例

職員の旅費に関する条例（昭和32年大阪市条例第46号）の全部を改正する。

職員の旅費に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、公務のため旅行する職員に対して支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）職員 地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条第1項、第203条の2第1項及び第204条第1項の規定の適用を受ける者をいう。
- （2）市長等 職員のうち、市長、副市長、市議員及びこれらに相当する職務にある者で市規則で定めるもの並びに特別職の秘書の職の指定等に関する条例（平成24年大阪市条例第1号）第2条の市長の秘書の職を占める者をいう。
- （3）内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及び市規則で定めるその附属の島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。
- （4）外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- （5）出張 職員が公務のため一時その勤務場所を離れて旅行することをいう。
- （6）赴任 新たに採用された職員がその採用に伴い住所若しくは居所から新任地に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴い旧任地から新任地に旅行することをいう。ただし、市規則で定める場合に限る。
- （7）帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。
- （8）遺族 職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。
- （9）家族 内国旅行にあつては職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあつては職員の配偶者及び子で職員と生計を一にするものをいう。

(旅費の支給)

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、その職員に対し、旅費を支給する。

2 職員、その配偶者若しくは子又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に退職、免職（罷免を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

(2) 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

(3) 職員が、外国の在勤地において退職等となり、市規則で定める期間内に本邦に帰住し、又は出張若しくは赴任のための外国旅行中に退職等となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

(4) 職員が、外国の在勤地において死亡し、又は出張若しくは赴任のための外国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

(5) 外国在勤の職員が死亡した場合において、当該職員の外国にある遺族（配偶者及び子に限る。）がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

(6) 外国在勤の職員の配偶者又は子が、当該職員の在勤地において死亡し、又は第15条第1項第2号ア、イ若しくはエに規定する場合における外国旅行中に死亡した場合には、当該職員

(7) 外国在勤の職員が休暇のための帰国（以下「休暇帰国」という。）をする場合（市規則で定める場合に限る。）には、当該職員

3 職員が前項第1号又は第3号の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号又は第29条第1項各号に掲げる事由により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

4 第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行命令の変更（取消しを含む。）を受け、又は死亡した場合その他市規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で市規則で定めるものを旅費として支給することができる。

5 第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他市規則で定める事情により、この条例の規定により支給を受けた旅費額（旅費の支給を受けなかった場合には、支給を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で市規則で定める金額を旅費として支給することができる。

(旅費の計算)

第4条 旅費は、次条に規定する種目及び第6条から第17条までに規定する内容に基づき、最も経

経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(旅費の種目)

第5条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とする。

(鉄道賃)

第6条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他市規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金（内国旅行にあっては市長等及び職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号）第4条第1項第7号に規定する指定職給料表（以下「指定職給料表」という。）の適用を受ける者に限り、外国旅行にあってはこれらの者及び職務の内容を考慮して市規則で定める職員に限る。）
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、職員の職務に応じて市規則で定める額とする。

(船賃)

第7条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他市規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金

(4) 特別船室料金（内国旅行にあつては市長等及び指定職給料表の適用を受ける者に限り、外国旅行にあつてはこれらの者及び職務の内容を考慮して市規則で定める職員に限る。）

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、職員の職務に応じて市規則で定める額とする。

（航空賃）

第8条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他市規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、職員の職務に応じて市規則で定める額とする。

（その他の交通費）

第9条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

（宿泊費）

第10条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員の例に準じて市規則で定める額（以下「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として市規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第11条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第6条から第9条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第12条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、国家公務員の例に準じて市規則で定める1夜当たりの定額とする。

(転居費)

第13条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第15条第1項第1号ア若しくはイ又は同項第2号ア若しくはイに規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、国家公務員の例に準じて市規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第14条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、内国旅行にあっては5夜分を、外国旅行にあっては10夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第15条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 内国旅行にあっては、次に掲げる額

ア 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下このア及びイ並びに次号アからウまでにおいて同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

イ アに規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、アの規定に準じて算定した額

(2) 外国旅行にあっては、次に掲げる額

ア 赴任の際家族を職員の新居住地に移転する場合（市規則で定める場合に限る。）には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、着後滞在費及び渡航雑費の合計額に相当する額

イ アに規定する場合に該当せず、かつ、赴任後赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合（市規則で定める場合に限る。）には、アの規定

に準じて算定した額

ウ アに規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を赴任を命ぜられた日における居住地から本邦内の他の地に移転する場合（市規則で定める場合に限る。）には、前号アの規定に準じて算定した額

エ 外国に赴任後家族（同居している者であつて市規則で定めるものに限る。）を本邦に移転する場合（市規則で定める場合に限る。）には、アの規定に準じて算定した額

2 市長は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第1号イ又は第2号イ若しくはウに規定する期間を延長することができる。

（渡航雑費）

第16条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして市規則で定める費用の額とする。

（死亡手当）

第17条 死亡手当は、職員又はその配偶者若しくは子の外国における死亡（第3条第2項第4号又は第6号に規定する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、国家公務員の例に準じて市規則で定める定額とする。

（退職者等の旅費）

第18条 第3条第2項第1号又は第3号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて市規則で定めるものとする。

2 第3条第2項第2号又は第4号から第6号までの規定により支給する旅費（死亡手当に係るものを除く。）は、出張又は赴任の例に準じて市規則で定めるものとする。

3 第3条第2項第7号の規定により支給する旅費は、在勤地と本邦との間の旅行について、出張の例に準じて市規則で定めるものとする。

（旅費の支給額の上限）

第19条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第6条第1項各号、第7条第1項各号、第8条第1項各号及び第9条各号に掲げる各費用について、第4条及び第6条から第9条までの規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第4条、第10条、第11条、第13条、第14条、第15条第1項及び第16条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の調整)

第20条 市長は、旅行者が旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 市長は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、別に旅費を支給することができる。

(旅費の返納)

第21条 市長は、旅行者がこの条例又はこれに基づく規則その他の規程の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、当該旅費を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則その他の規程の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、市長は、前項に規定する返納に代えて、その後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、市規則で定める。

(施行の細目)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の職員の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

3 新条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職等となった場合、死亡した場合又は休暇帰国をする場合について適用し、施行日前に退職等となった場合、死亡した場合又は休暇帰国をした場合については、なお従前の例による。

4 新条例第3条第4項及び第5項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、改正前の職員の旅費に関する条例第3条第1項、第20条及び第21条第3項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

5 新条例第21条の規定は、新条例又はこれに基づく規則その他の規程の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

(大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

- 6 大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年大阪市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(費用弁償) 第4条 議員が公務のため旅行したときは、その費用弁償として、職員の旅費に関する条例（ <u>令和7年大阪市条例第20号</u> ）の定めるところにより旅費を支給する。	(費用弁償) 第4条 議員が公務のため旅行したときは、その費用弁償として、職員の旅費に関する条例（ <u>昭和32年大阪市条例第46号</u> ）の定めるところにより旅費を支給する。

(一般職の非常勤の職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 7 一般職の非常勤の職員の給与及び費用弁償に関する条例（平成31年大阪市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(費用弁償) 第13条 会計年度任用短時間勤務職員が公務のため旅行したときは、その費用弁償として、職員の旅費に関する条例（ <u>令和7年大阪市条例第20号</u> ）の定めるところにより旅費を支給する。 [2・3 略]	(費用弁償) 第13条 会計年度任用短時間勤務職員が公務のため旅行したときは、その費用弁償として、職員の旅費に関する条例（ <u>昭和32年大阪市条例第46号</u> ）の定めるところにより旅費を支給する。 [2・3 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

(特別職の非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 8 特別職の非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年大阪市条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
-----	-----

(費用弁償) 第7条 職員が公務のため旅行したときは、その費用弁償として、職員の旅費に関する条例（<u>令和7年大阪市条例第20号</u>）の定めるところにより旅費を支給する。 [2 略]	(費用弁償) 第7条 職員が公務のため旅行したときは、その費用弁償として、職員の旅費に関する条例（<u>昭和32年大阪市条例第46号</u>）の定めるところにより旅費を支給する。 [2 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

(市の機関の求により出頭した証人、関係人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

- 9 市の機関の求により出頭した証人、関係人等の実費弁償に関する条例（昭和31年大阪市条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(実費弁償) 第2条 [略] 2 前項の旅費については、職員の旅費に関する条例（<u>令和7年大阪市条例第20号</u>）の<u>規定の例による。この場合において、証人等は、職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号）第4条第1項第1号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が2級であるものとする。</u> [3 略]	(実費弁償) 第2条 [同左] 2 前項の旅費については、職員の旅費に関する条例（<u>昭和32年大阪市条例第46号</u>）中<u>2級の職務にある者の例による。</u> [3 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	